

11月は児童虐待防止推進月間

「助けての 小さなサイン 受け止めて」

（平成20年度「児童虐待防止推進月間」標語）

虐待は、子どもに対する著しい人権侵害にあたり、時として尊い命を奪いかねません。児童虐待は、子どもの心身の健やかな成長および人格形成に大変重大な影響を及ぼすだけでなく、次の世代に引き継がれる恐れもあります。子どもの人権を守り、虐待を防止していくためには、大人の立場よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。

あなたのまわりに「虐待を受けていると思われる子ども」がいたら、すぐに児童相談所や子ども家庭支援センターに通告（連絡）してください。通告は子どもを守るためのものです。通告した人が特定されないよう、秘密は守ります。虐待とは：

■身体的虐待

殴る・蹴る・やけどを負わせる・溺れさせるなど

■性的虐待

性的行為の強要・性器や性交を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど

■ネグレクト（育児放棄）

家に閉じこめる・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・同居人による虐待を放置するなど

■心理的虐待

言葉による脅し・無視・兄弟間の差別的扱い・子どもの前でドメスティックバイオレンス（家庭内暴力）を行うなど

親も子育てで悩むことやつらいことがあります。そのような時は一人で悩まず、子ども家庭支援センターや児童相談所へ相談してください。

連絡先・問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-12

882、立川児童相談所 ☎ 523-1321



▲子ども虐待防止
オレンジリボン

秋の市内いっせい美化運動・ 秋の花いっぱい運動

■秋の市内いっせい美化運動

道路や公園などの公共施設やその周辺の清掃を行います。皆さんのご協力をお願いします。

期 日 11月9日(日)

収集方法 集めたごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別して市内いっせい美化運動専用ごみ袋に入れて、午前9時までにあらかじめ町内会・自治会で指定した場所へ持ち寄ってください
※市内いっせい美化運動専用ごみ袋は、町内会・自治会を通じて配付します。

注 意

○市内いっせい美化運動専用ごみ袋は、市内いっせい美化運動の日以外で使用することはできません。

○一般家庭のごみは回収しません。

問合せ 生活環境課生活環境係

■秋の花いっぱい運動

チューリップ球根（赤・白・黄色）約10万6000球と、パンジー苗約1万本を用意しました。市内を花でいっぱいにしましょう。

期 日 11月9日(日)

問合せ 産業活性化推進室農業観光振興係

●花いっぱいコンクール

秋の花いっぱい運動で植えた花を審査します。審査は、平成21年4月ごろを予定しています。

問合せ 羽村市観光協会 ☎ 555-9667

街をきれいに
花いっぱいにしよう

20歳代の方、選挙を手伝ってみませんか

若い方に選挙への関心を持ってもらうため、投票の立会人、開票事務に従事する方を募集します。応募した方には、平成21年3月29日(日)に行う羽村市長選挙の際や、衆議院議員選挙が行われる場合などに、選挙管理委員会から通知します。

投票立会人募集

○期日前投票立会人

日時 選挙の告示または公示日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分～午後8時(1日単位)

会場 市役所分庁舎期日前投票所

報酬(日額) 1万4500円

○投票日の投票立会人

日時 選挙の投票日午前7時～午後8時
報酬(日額) 1万6500円
会場 市内投票所(10か所)

開票事務アルバイト募集

開票所における投票用紙の分類事務などを行います。

日時 選挙の投票日午後8時～(2～3時間30分)

会場 スポーツセンター

賃金(時給) 1080円(午後10時以降は深夜割増あり)

◆応募資格 20～29歳で、羽村市の選挙人名簿に登録されている健康な方

◆応募方法 履歴書に必要事項を記入し、本人が直接選挙管理委員会事務局(市役所分庁舎)へ

問合せ 選挙管理委員会事務局

羽村市長選挙の日程決定

平成21年4月25日の任期満了に伴う羽村市長選挙を、次のとおり行うことが決定しました。

告示日 平成21年3月22日(日)

投票日 平成21年3月29日(日)

※即日開票を行います。

羽村市国民健康保険運営協議会委員募集

羽村市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議しています。12月末日で現在の委員の任期が満了することに伴い、被保険者代表の委員を募集します。

応募資格 市内在住の20歳以上の方で、市の国民健康保険に加入している方
※他の委員会や懇談会などで活躍中の方は、応募を控えてください。

募集人員 3人

任期 平成21年1月～平成22年12月(2年間)

報酬 1回9,000円

※協議会は、年間3～5回程度(平日の午後約2時間)の開催を予定しています。

応募方法 11月14日(金)午後5時(必着)までに、次のテーマについての考えを原稿用紙(400字×2枚)に800字程度でまとめ、住所・氏名・年齢・生年月日・職業・電話番号を記入し、郵送または直接保険年金課保険係へ

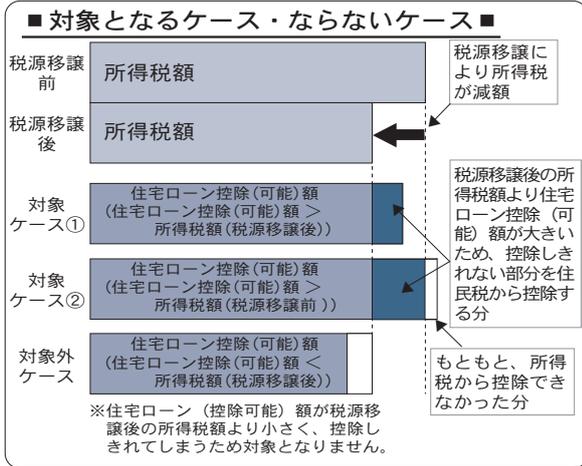
テーマ 羽村市の国民健康保険事業運営

選考方法 作文を参考に審査を行い決定

※作文は非公開とし、後日返却します。

※結果は合否にかかわらず応募者全員にお知らせします。

応募先・問合せ 〒205-8601(住所記載不要)羽村市保険年金課保険係へ



■源泉徴収票■

※対象…
税源移譲により所得税額が減額となった方で、A(源泉徴収税額) = 0で、①(住宅借入金等特別控除の額) > ②(住宅借入金等特別控除の額)となる方

大きい方が対象です。

図A)がゼロで、「適用」欄に「住宅借入金等特別控除可能額」の金額(左図①)があり、この金額が「住宅借入金等特別控除の額」(左図②)より

控除額の計算方法 「住民税からの住宅借入金等特別控除額」=「次の(a)・(b)のいずれか少ない金額」-「税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額」

(a) 前年分の所得税の住宅借入金等特別

申告方法 所得税の確定申告をする方は、確定申告の際に税務署で申告してください。年末調整が済んでいる給与収入のみで確定申告をしない方は、平成21年3月16日(月)までに、平成21年1月1日現在居住している市区町村へ申告してください。

※市区町村へ申告する場合は、「源泉徴収票(原本)」を添付し、「住宅借入金等の年末残高」の記載が必要です。

※「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(金融機関などから交付)」を年末調整の際に勤務先などへ提出する場合には、残高証明書の写しを保管するなど金額が確認できるようにしてください。

給与所得の年末調整説明会

年末調整は給与所得者にとって、年税額の確定と精算の役割を果たす重要な手続きです。市内の源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会を行います。説明会に参加し、正しい年末調整をお願いします。

日時 11月10日(月)午後1時30分～4時
受付・用紙配付 午後1時～1時30分
会場 コミュニティセンター3階ホール
問合せ 青梅税務署法人課税第2部門
☎ 0428-22-3185 / 羽村市課税課市民税係

問合せ 課税課市民税係

■控除額の計算方法■

住民税からの住宅借入金等特別控除額

||

(a) 前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額
(b) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額
※(a)、(b)のいずれか少ない金額

税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額

控除可能額
(b) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

住民税からの住宅借入金等特別控除

対象 平成20年分所得税において

住宅借入金等特別控除の適用がある方で、次の①または②に該当する方

① 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方

平成19年からの税源移譲で所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除の額が減った場合に、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税(所得割)から控除します。

住民税からの住宅ローン控除を受けるには毎年申告が必要です。

平成11年～18年に入居した方で、一定の条件に該当する方は、住民税からの住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を受けられます。